

## 徳島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 知事は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所等又は介護施設等（以下「介護事業所等」という。）に対する支援及び厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護保険施設又は老人福祉施設（以下「介護施設等」という。）に対する緊急的な支援として介護事業所等及び介護施設等を運営又は開設する法人等が行う食料品等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で、交付対象となる法人等に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、徳島県内に所在する事業者であって、別表1に掲げる介護事業所等を運営若しくは開設する法人又は個人事業者とする。

### (対象経費)

第3条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とし、介護報酬又は他の国庫補助金等で措置されているものを除く。

- (1) 介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用
- (2) 介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用
- (3) 介護施設等における食事の提供に必要な食材料費及び食事の準備を外注した場合の委託費

### (交付額の算定方法)

第4条 介護事業所等又は介護施設等に対する補助額は、事業所又は施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を上限とし、予算の範囲内で知事が定める額を補助額とする。この場合において、基準単価は、国の実施要綱別添1及び別添2に定めるところによる。ただし、千円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

- 2 基準単価を超えない範囲で、一の事業所又は施設に第3条第1号及び第2号に掲げる経費の両方を交付できるものとする。
- 3 補助は、一の事業所又は施設当たり1回までとする。

### (補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1-1）
- (2) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所単位）（別紙様式1-2）
- (3) その他知事が必要と定める書類

- 3 規則第3条の知事が定める期日は、知事が別に定める。

- 4 第1項の申請書を提出する者が、消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者である場合（簡易課税事業者である場合を除く。）には、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含

まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、第15条の2に規定する事項、規則第17条に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- （1）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （2）協議又は不正の手段により補助金を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（軽微な変更）

第7条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における20パーセント以内の金額の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、交付金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請）

第8条 規則第5条第1項第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）理由書
- （2）事業所・施設別申請額一覧（別紙様式1-1）
- （3）介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所・施設単位）（別紙様式1-2）
- （4）その他変更承認申請に当たって必要と認められる書類

（補助事業の中止等の申請）

第9条 規則第5条第1項第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）理由書
- （2）その他中止等の承認申請に当たって必要と認められる書類

（実績報告書等）

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業所・施設別清算額一覧（別紙様式4-1）
- （2）介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書（事業所・施設単位）（別紙様式4-2）

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の8月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第5条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提

出前に当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行わなければならない。

- 5 第5条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合においては、様式第5号により当該金額を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが適当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税相当額の全額または一部に相当する補助金の返還を命じるものとする。

#### (補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書(様式第6号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

#### (補助金の支払)

第12条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定通知をした後に、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書を受領した後に、補助金を支払うものとする。

#### (補助金の概算払)

- 第13条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書を知事に提出しなければならない。

#### (補助金調書等)

- 第14条 規則第16条の補助金調書は、様式第7号による。
- 2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は第13条2項に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

#### (財産処分の制限)

- 第15条 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上のものとする。
- 2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とする。

#### (雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

別表1 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業  
事業所・施設の種別

区分	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	介護施設等に対するサービス継続支援事業
対象となる施設及び事業所	1 訪問介護事業所	1 介護老人福祉施設
	2 訪問入浴介護事業所	2 介護老人保健施設
	3 訪問看護事業所	3 介護医療院
	4 訪問リハビリテーション事業所	4 地域密着型介護老人福祉施設
	5 通所介護事業所	5 短期入所生活介護事業所
	6 通所リハビリテーション事業所	6 養護老人ホーム
	7 特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	7 軽費老人ホーム
	8 福祉用具貸与事業所	
	9 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	
	10 夜間対応型訪問介護事業所	
	11 地域密着型通所介護事業所	
	12 認知症対応型通所介護事業所	
	13 小規模多機能型居宅介護事業所	
	14 認知症対応型共同生活介護事業所	
	15 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	
	16 看護小規模多機能型居宅介護事業所	
	17 居宅介護支援事業所	
	18 介護老人福祉施設	
	19 介護老人保健施設	
	20 介護医療院	
	21 地域密着型介護老人福祉施設	
	22 短期入所生活介護事業所	
	23 養護老人ホーム	
	24 軽費老人ホーム	